

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	古川				
事務事業名	社会福祉管理運営費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱、更生保護女性会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成30年度 予算額	100 千円	国県支出金 0 千円	一般財源 100 千円	その他 0 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	総会、研修会、更生保護思想の普及活動の項目、回数及び参加者数		65回 延500人		平成35年度			
成果指標②								
補助対象者	川内更生保護女性会及び入来更生保護女性会							
補助対象経費	① 組織の運営に要する経費（役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金を除く） ② 更生保護思想の普及、犯罪予防に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	① 研修事業等の実施 ② 会員の資質向上及び更生保護女性会の健全な運営 ③ 更生保護意識の啓発及び犯罪の予防							
	分類	☒ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）以内とする。							
上記項目の積算方法	補助対象以内の額。							
補助を受ける 過去3年の事業（団体）等の 決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	789,220	78.4%	827,812	78.7%	835,448	78.7%
		会費収入	231,000	23.0%	226,000	21.5%	217,000	20.4%
		事業収入	369,172	36.7%	410,300	39.0%	418,330	39.4%
		寄付金・その他助成	189,048	18.8%	191,512	18.2%	200,118	18.9%
		市補助金	100,000	9.9%	100,000	9.5%	100,000	9.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	117,021	11.6%	124,093	11.8%	125,979	11.9%
		計	1,006,241	100.0%	1,051,905	100.0%	1,061,427	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	882,148	87.7%	925,926	88.0%	945,950	89.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	124,093	12.3%	125,979	12.0%	115,477	10.9%
		計	1,006,241	100.0%	1,051,905	100.0%	1,061,427	100.0%
	支出計/前年度支出計				104.5%		100.9%	
	自己資金/前年度自己資金				104.9%		100.9%	
	翌年度繰越金/市補助金			124.1%	126.0%		115.5%	
	交付件数		1 件	1 件	1 件			
	成果指標の推移①		66回 延473人	53回 延492人	68回 延513人			
	成果指標の推移②							
特記すべき事項等	【前回評価】平成27年度「見直しの上で継続 補助内容の改善」 【前回評価への回答】地域行事等でPR活動を実施している。 【事業のPR方法】特になし 【費用対効果】特になし 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】女性の立場で犯罪防止及び犯罪を犯した者の自立更生に理解を得るため、会員一丸となって活動に寄与されている。 このような活動に参加・理解する人々が増えることで、明るい社会づくりの活動が期待される。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	犯罪のない明るい社会づくりに寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	犯罪防止及び犯罪者の自立厚生に理解を求める活動を行うことにより、明るい社会づくりに貢献しており必要な団体である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	近年の希薄な社会環境の中、市民のニーズには合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	ボランティア的な要素が強く、市が直接行うより適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	活動内容からみて、適当と思われる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	営利目的の団体ではないため、半永続的な補助になる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	特になし。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	ボランティア的な団体であることから妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助目的に合致し妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 更生保護意識の啓発や犯罪予防に女性の立場から活動を行っていただくため、現状のまま継続とした。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 効率的な運営に取り組んでいただく。		〈まとめ〉

更生保護女性会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる更生保護女性会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 更生保護女性会運営補助金に係る補助事業等は、組織の円滑な運営と会員の資質向上を図ることによる更生保護思想の普及と犯罪予防に寄与するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 更生保護女性会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助対象経費)

第4条 更生保護女性会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金を除く。）
- (2) 更生保護思想の普及、犯罪予防に要する経費（食糧費を除く）

(交付の申請)

第5条 更生保護女性会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

(交付の基準)

第6条 更生保護女性会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、更生保護女性会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 更生保護女性会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 更生保護女性会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、総会、研修会、更生保護思想の普及活動の項目、回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 更生保護女性会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 更生保護女性会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。